

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご参照ください。)

要旨・関連の高い箇所の抜粋

UNHCR 難民保護と混在的な人の移動についての10ポイントプランアクション (2016年アップデート)

第9章

難民でない者の帰還枠組みと移民としての代替オプションの整備

「(…)効果的な出入国管理システムは、移住労働者と難民が混在する複雑な人の移動の中で、効果を上げてきている。(…)

難民ではない者の案件を効果的かつ効率的に処理することは、信頼性の高い難民保護制度を維持し、非正規な移住・移動を防止する上で不可欠である。難民認定制度の悪用が正規の移住の「裏口」として機能しえないことを明確に見せることは、(…)密入国や人身売買のインセンティブを減らす戦略としても役立つ。

「10ポイントプラン」は、難民ではない人に対して2つのオプションを提案している。1つは出身国への帰還・送還であり、もう1つは難民申請に代わる別の合法的な移民・移住労働者としてのオプションへのアクセス(すなわち、受入れ国での正規化【…】)である。(…)

受入れ国に在留する権利を持たない移住者の帰還・送還の持続可能性が最も保障されるのは、帰還が自主的に行われる場合である。自主的であることから、安全で尊厳あるやり方で帰還が行われことになる。自主的であることは帰還させる側の国にとっても費用対効果が高い。自主的で持続可能な帰還を奨励し支援するためのすぐれた仕組みを整備している国も散見される。そうした奨励支援策には、情報の提供、帰還する方法としてどのようなオプションがあるか、また出身国がどのような状況にあるかを説明するカウンセリング、社会への再統合の支援、帰還後のモニタリングなどがある。国によっては、同伴者のいない/家族から離別した子ども、障害者などの、特別なニーズを抱えた人々に応えるための独自の取り組みを整備している国もある。

IOMは、移住者の自主帰還と再統合において特に重要な役割を果たしている。IOMは、多くの国々が移住者帰還プログラムを確立するのを支援し、人々が整然と人間らしいやり方

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご参照ください。)

で帰還するのを支援してきた。自主帰還事業に支援と援助を提供している組織は他にもある。難民ではない者は一般に UNHCR のマンデート（権限）外であるが、UNHCR は関係国からの要請に積極的に応えてきた。そして、これまでの経験から、帰還・送還方針や慣行が国際的難民保護システムに影響を及ぼすことを理解している。

(…) 特に重要なのは、ルフールマン（人権が侵害される可能性のある国への送還）を防止し、自主的、人道的で、人としての尊厳に配慮した持続可能性のある帰還を促進する必要があることである。

(…)一部の帰国者が在留を延長するためにそのような制度を濫用する可能性があるという懸念に対しては、効率的な手続きとケースマネジメントメカニズム（第6章でさらに概説）を整備することによって対処するのが最もよい対応方法である。(…)」

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

UNHCR 難民保護と混在的な人の移動についての
10 ポイントプランアクション (2016年アップデート)
第9章

難民でない者の帰還枠組みと移民としての代替オプションの整備

目次

はじめに

難民でない者の帰還と代替措置としての移住を実行可能にする：関係者への提案と、UNHCR がパートナーに提供できるサポート

9.1 帰還

9.1.1 帰還プロセスにおけるノン・ルフールマンの原則の遵守と、安全で尊厳ある帰還の確保

欧州：強制的な帰還のモニタリングにおけるベストプラクティスに関する比較研究

欧州連合：強制的な帰還のモニタリングプロジェクト

9.1.2 自主的かつ持続可能な帰還の促進と支援

9.1.2.1 包括的イニシアチブ

IOM：自主帰還・再統合支援プログラム

欧州赤十字社の帰還イニシアチブ：安全と尊厳を保証された中での持続可能な帰還のサポートに関する研究

9.1.2.2 帰還情報へのアクセスと出身国情報の提供

欧州：出身国への帰還・再統合に関する情報提供 (IRriCO) プロジェクト

オーストリア赤十字社：出身国情報の調査に関するウェブサイトとトレーニングマニュアル

ドイツ：自主帰還情報センター (ZIRF)

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

9.1.2.3 受入国と出身国間の協力

UNHCR: 保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どものアフガニスタンへの帰還に関する覚書

9.1.2.4 帰還オプションに関するカウンセリング

スイス：難民不認定者に対するカウンセリングと支援

9.1.3 再統合支援

イラク：就職支援プロジェクト：MAGNET II

9.1.4 難民ではない特定のニーズを有する人の帰還

欧州：モンゴル、パキスタン、イラクに帰還する脆弱な又は不利な状況にある人々の持続可能な帰還

欧州：子どもと人身売買の被害者のための帰還及び再統合プログラムのレビュー

IOM：自主帰還と再統合に関する子ども向け漫画

9.1.5 帰還後モニタリング

強制送還後モニタリングネットワーク

9.2 帰還の代替措置としての移住オプション

9.2.1 正規化

9.2.1.1 個々の手続

ドイツ：ハードシップ委員会

9.2.1.2 集団正規化プログラム

9.2.2 代替としての合法的移住

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

はじめに

実効性ある移住管理システムは渡航するすべての人々に対して効果がある。そうした人々の渡航は複雑な人の移動の中で生起しており、そのような人の移動の中には難民ではない人々も含まれている。この難民ではない人々の中には、国際的な保護を必要としておらず、またやむを得ない人道的な理由もなく受入国に留まる必要に迫られていないと判断された人（「難民不認定者」）や、庇護を申請したことがない人も含まれる。難民認定申請を取り下げ、出身国に戻りたいと希望する者もこのグループに分類される。

難民ではない人に効果的かつ効率的な結論を出すことは、信頼性の高い難民保護制度を維持し、非正規の移住を防止するうえで不可欠である。難民認定制度の悪用が正規の移住の「裏口」として機能できないことを実証することは、非正規の移住を阻止し、密入国や人身売買のインセンティブを減らす戦略としても役立つ。

「10 ポイントプラン」は、難民ではない人に対して2つのオプションを提案している。1つは出身国への帰還であり、もう1つは難民申請に代わる別の合法的な移住オプションへのアクセス（すなわち、受入国での滞在の正規化か、第三国への合法的移動）である。後者は通常、特定の特性を有する個人又は特定の状況でしか利用できないため、本章では特に帰還について検討する。とはいえ、第三国移住オプションの実例もいくつか紹介している。第三国移住オプションのその他の例は、7.3章で紹介している。

受入国に在留する権利を持たない移住者の帰還の持続可能性が最も保障されるのは、帰還が自主的に行われる場合である。自主的であることから、安全で尊厳あるやり方で帰還が行われことになる。自主的であることは帰還させる側の国にとっても費用対効果が高い。自主的で持続可能な帰還を奨励し支援するためのすぐれた仕組みを整備している国も散見される。そうした奨励支援策には、帰還オプションや出身国の状況に関する情報やカウンセリングの提供、社会への再統合の支援、帰還後のモニタリングなどがある。国によっては、保護・養育者がいない子ども/主たる保護・養育者から離別した子どもや障害者などの、特別なニーズを抱えた人々に応えるための独自の取り組みを整備している国もある。

IOM は、移住者の自主帰還と再統合において特に重要な役割を果たしている。IOM は、多くの国々が移住者帰還プログラムを確立するのを支援し、人々が秩序をもって、人間らしい

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

やり方で帰還するのを支援してきた。自主帰還事業に支援と援助を提供している組織は他にもある。難民ではない者は一般に UNHCR のマンデート（権限）外であるが、UNHCR は関係国からの要請に積極的に応えてきた。そして、これまでの経験から、帰還にかかる方針や実務が難民の国際的保護システムに影響を及ぼすことを理解している。

難民の本国帰還（第7章で概説）及び難民、庇護希望者の第一庇護護国への帰還（第8章でさらに概説）には別個の考慮が必要であるが、この章で概説している帰還管理の一般的側面は、すべての帰還に当てはまる面もある。特に重要なのは、ルフールマン（人権が侵害される可能性のある国への送還）を防止し、自主的、人道的で、人としての尊厳に配慮した持続可能性のある帰還を促進する必要があるということである。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

第9章

難民でない者の帰還と代替措置としての移住を実行可能にする：関係者への提案と、UNHCRがパートナーに提供することができるサポート

関係者への提案

→自主的で持続可能な帰還を促進するとともに、利用可能なすべての選択肢、出身国の状況及び非正規移動の危険性を帰還候補者に知らせるための情報提供活動と意識向上戦略を整備する。

→主要な関係者とのパートナーシップを育成し、適切な紹介メカニズムを構築する。

→人権基準に従って人間的で尊厳に配慮した帰還を確保する方法について当局と市民社会の関係者に対してトレーニングを実施する。

→必要な場合は、帰国前に、当事者が国際的保護のニーズを有していないかリスク評価を実施し、ノン・ルフールマンの原則遵守を確実なものとする。

→帰還カウンセリングを行い、帰還プロセス中、帰還プロセス後の帰国者の個々のニーズを満たすために対応を調整し、帰還後のモニタリングを実施する。

→出身国への帰還を希望する人々の自主帰還を促進する。

→帰還者の再統合計画への参加を奨励し、出身国の個人と地域社会に利益をもたらす再統合活動をモニターする。

→帰還と再統合に関する受入国と出身国間の協力を促進する。

→滞在の正規化や合法的な第三国移住など、既存の移住の枠組みに基づく正規の移住オプションに対する認識を高めるとともに、新しい移住の枠組みを模索する。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

UNHCR がパートナーに提供できるサポート

→難民が保護される余地を確保するため、難民ではない人に対して出された適切な結論を支持する。

→UNHCR の関与が、国際的保護を必要とする人々を保護するという UNHCR の人道的使命に反しない限りにおいて、難民ではない人々を帰還させる関係国の努力を支援する。UNHCR の関与は、無国籍者の帰還、紛争後の帰還、特定のニーズを有する人の帰還といった分野で持続可能な帰還を促進・支援するうえで特に有用と考えられる。

→帰還先の国が、帰還者が国際的保護ニーズを有していないか検証するのを支援し、必要な場合には帰還の妥当性について明確な見解を公表する。

→ 庇護手続中に、必要に応じて適切な場合に、庇護申請者に帰還オプションについての情報を提供し、難民不認定者を IOM などの関係者に紹介する。

→出身国に関する情報を提供し、渡航文書へのアクセスを促進する。

→ IOM その他のパートナーが自主帰還・再統合支援 (AVRR) プログラムを確立又は拡大できるようにするための財源確保のためのロビー活動を行う。

→特定のニーズを有する人 (人身売買の被害者など) を支援・保護するために、主要な関係機関との共同戦略を策定する。

→あらゆる措置に先立って、保護・養育者のいない又は主たる保護養育者から別離した子どもの最善の利益が考慮され、子どもに配慮した手続が実施されるようにする。具体的には、アドボカシー活動や問題を解決する能力の育成などが挙げられる。二国間及び多国間の再入国協定に保護条項を組み入れるようにする。

→主要な関係者と連携して帰国後のモニタリングメカニズムを確立し、出身国でどのような保護が必要か把握し、それぞれ固有のニーズを有する人々、特に少数集団に属する人々の再統合状況をモニタリングする。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

9.1 帰還

9.1.1 帰還プロセスにおけるノン・ルフールマンの原則の遵守と、安全で尊厳ある帰還の確保

庇護手続は、迫害その他の回復不可能な危害のリスクに直面する状況に個人が送還されないようにするための主たる制度である。しかし、帰還手続に置かれている人の中には、庇護手続にアクセスできなかった可能性のある人もいるし、たとえそのような機会があったとしても、出身国などで新しいリスクが発生した可能性もある。したがって、帰還プロセスに、ノン・ルフールマン原則の遵守を確保するためのセーフガードを組み入れることが重要である。世界の国々は、新しいリスク、あるいは未審査のリスクを評価する手段として次の2つのアプローチを採用している。1つは、庇護手続へ差し戻す方法であり、もう1つは帰還手続の一部としてこれらのリスクを審査する別個の制度を設ける方法である。一部の帰国者が在留を延長するためにそのような制度を濫用する可能性があるという懸念に対しては、効率的な手続とケースマネジメントメカニズム（第6章でさらに概説）を整備することによって対処するのが最もよい対応方法である。

帰還プロセスにある帰還者の権利と人間の尊厳を尊重することは、特に強制的な帰還の場合には困難な場合がある。執行官に対するガイドラインとトレーニングを整備することで、適用される法的、政策的基準について、そして帰還者の権利と尊厳を尊重するやり方で困難な状況に対処するための適切な手段についての執行官の理解を深めることができる。トレーニングによって、それぞれの国の機関が、特定のニーズを有する人を見つけ出すことができるようになるとともに、適切な紹介のネットワークを築くことができる（第3、5、6章参照）。さらに、帰還をモニタリングすることは、適用されるべき手続保障とセーフガードがプロセス全体を通じて適用されているかどうかの検証にも役立つ。

<写真の説明>

ジブチのオボックにある移住者対応センターでは、エチオピアの移住者が戦争で荒廃したイエメンにあえて越境しようとするのを思いとどまらせようと IOM が努力し、それが多くの人々の共感呼び、エチオピア人達は、IOM の母国帰還の支援を最終的に受け入れた。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

2011年

欧州：強制的な帰還のモニタリングにおけるベストプラクティスに関する比較研究

違法に滞在する第三国国民を帰還させるための EU 加盟国の共通基準ならびに共通手続に関する指令 2008/115/EC は、違法に滞在している欧州域外の外国人（第三国国民）の帰還に関する EU 加盟国共通の基準と手続を定めている。この指令の第 8 条（6）は、強制的な帰還のモニタリングシステムを確立する義務を導入している。これは、EU からの退去を命じられた第三国国民の権利に対してセーフガードの適用を確保する重要な保証手段である。

欧州委員会の司法・自由・安全保障担当委員は、同指令第 8 条（6）の国内法化促進にかかる研究を委託した。この研究では、実効性、透明性にすぐれた強制的な帰還のモニタリングシステムを整備するうえで参考となる優れた実践例が加盟国に対して紹介されている。

主な提言は次のとおりである。

- 強制的な帰還のモニタリングを委託される組織は、執行当局とは別個の組織であること。
- 帰還のモニタリングを担当する組織（モニタリング機関）は、帰還が差し迫ったら自動的にこれを知らされること。
- すべての関係者間の協力を促進、奨励すること。
- 包括的な強制的帰還のモニタリングは、帰還前から目的国への到着/受入れまでのすべての段階をカバーすること。
- モニタリング機関は、合意された基準に基づいて、どのケースをモニタリングするか独自に決定できること
- 当局は、モニタリングレポートをもとにシステムの改善に取り組むこと。

詳細については、<http://goo.gl/Z5Lpj> 参照。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

2013–2015

欧州連合：強制的な帰還のモニタリングプロジェクト

A 背景と理念

強制的帰還モニタリング (FReM) プロジェクトは、強制的な帰還の過程で人権基準と法的義務が確実に遵守されるようにするため、(モニタリング機関の担い手を複数確保すべく) モニタリング機関団を立ち上げようというものである。このプロジェクト全体の目的は、人権基準とベストプラクティスに沿う形で EU の帰還システムのクオリティを強化することであり、それにより、強制的な帰還のモニタリングシステムを確立する義務を導入した帰還指令 (指令 2008/115 / EC) の第 8 条 (6) の実施をサポートすることである。このキャパシティビルディング・イニシアチブは、国際移住政策開発センターによって策定、実施され、EU 帰還基金も資金を拠出している。

B 関係者

- 移住者政策開発国際センター
- 参加しているすべての欧州諸国の送還部門の代表者：オーストリア、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、スイス
- 欧州基本権機関と欧州対外国境管理協力機関 (Frontex)

C 実施された措置

→ FReM プロジェクトは、EU の強制的帰還モニタリング機関団の枠組み、委任事項、モニタリング実施体制、モニタリング方法を確立した。

→ 強制的帰還モニタリング機関団のガイドラインを作成した。

→ EU 強制的帰還モニタリング機関団に参加する機関を選定し、特定した。

→ EU 強制的帰還モニタリング機関団向けのトレーニングマニュアルを開発し、トレーニングプログラムの中で利用した。

→ 帰還のある特定の段階だけを対象としたパイロットモニタリングを実施した。

→ モニタリング機関の所見と提言を含む最終報告書を作成した。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

D レビュー

強制的な帰還を独立した立場からモニタリングすることにより、国内法及び国際人権基準に準拠したやり方で対象者の帰還が行われることが保証される。FReM プロジェクトによって、帰還手続の標準化や、強制的な帰還のモニタリングの基準、理解といったものの共通化が促進される。このプロジェクトでは、ガイドラインとモニタリングツールを加盟国に提供することで、各国の努力を支える。

E 詳細情報

プロジェクトの詳細については、

<http://www.icmpd.org/our-work/capacity-building/irregular-migration-return/completed-projects> 参照。

欧州で実施されている他の帰還モニタリングシステムに関する詳細については、<http://fra.europa.eu/en/theme/asylum-migration-borders/forced-return> 参照。

9.1.2 自主的かつ持続可能な帰還の促進と支援

自主帰還は基本的に、送還国にとって強制的な帰還よりも費用対効果が高く、行政管理上の負担が少ない。出身国にとっても、自国民の権利の尊重が保証され、強制的な帰還に伴う汚名を避けられる点において、自主帰還の方が好ましい。帰還前のサポートから帰還後のモニタリングに至るまで、自主帰還を促進、支援する様々な方法が考えられる。特に有用であることが実証された活動としては次のようなものが挙げられる。

- 自主帰還を支援する受入国側の機関への適切な紹介メカニズムの確立
- 情報の提供と帰還オプションに関するカウンセリング
- 正確かつ最新の出身国情報の配布
- 再統合支援の提供

9.1.2.1 包括的イニシアチブ

1979–現在

IOM：自主帰還・再統合支援プログラム

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

A 背景と理念

自主帰還・再統合支援（AVRR）は、IOM が専門的知見を蓄積してきた分野である。1979 年以来、IOM の AVRR 活動は 30 を超える AVRR プログラムと 100 を超えるプロジェクトを含むまでに成長し、世界約 170 カ国への帰還を支援している。IOM は、少なくとも 140 万人の移住者の自国への自発的な帰還を支援してきた。

AVRR プログラムは、受入国に留まることができない、又は留まることを望まず、自発的に自国へ帰還することを望む移住者が、秩序をもって、人間らしくかつ低コストで出身国に帰還し、再統合されることを支援するものである。移住者の受入国、通過国は増加の一途を辿っており、IOM は、こうした国々からの AVRR を実施し、多くの出身国での再統合活動をサポートしている。援助が提供される条件や、帰還、再統合支援のために何ほどの程度利用できるかは、国によって異なる。

B 関係機関

- IOM
- 受入国と出身国双方の帰還を担当する政府機関とパートナーのネットワーク。

C 実施された措置

→ IOM の AVRR 活動は、移住者が個々に抱える人道的ニーズに対応し、人としての尊厳に配慮した安全な帰還を実現するために整備された。AVRR プログラムはすべて、3 つの重要な要素から構成されている。

- 出発前の支援
- 移動の支援
- 到着後の支援

→ この支援は、難民不認定者、非正規な状況にある移住者、通過中に目的国に行けなくなった移住者及び同様の状況にあるその他の人々に提供されている。IOM の AVRR プログラムは、ある特定の国において非正規の状態にあるすべての移住者に提供される場合と、ある特定のニーズを有する移住者など、特定のグループの特定のニーズ（人身売買の被害者など）に合わせて提供される場合がある。

→ IOM の支援として実施されているのは、通常、帰還の可能性に関する情報の周知・配布、

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

出身国情報の提供、利用できるサービスへの紹介、故郷までの移動の手配（旅行書類と護衛を含む）、出身国での再統合に対する限定的な支援などである。支援には、支援対象集団のプロファイリング、潜在的帰還者に対する帰還情報の提供とカウンセリングの実施、持続可能な帰還を促進するための医療支援、受入れ、長期的な再統合支援（職業訓練の支援、収入創出活動など）も含まれる場合がある。

→ほとんどの IOM の AVRR プログラムには評価が組み込まれている。IOM は、帰還件数の管理向上と、出身国、通過国及び目的国間の帰還・移住にかかる対話促進のために、関係国政府に対し技術的サポート、その他のサポートを提供している。

→IOM は、同意した帰還者について、その IOM の AVRR プログラムによる帰還・再統合支援に関する体験談を、写真入りで紹介している。

D レビュー

AVRR プログラムは出身国、通過国、目的国に関与してもらい協力的アプローチを採用している。そして、より広範な移住の枠組みの中で帰還をより適切に管理するパートナーシップを構築することを目指している。このように様々な関係者間で自主帰還に向けた協力関係が構築されることによって、例えば、合法的な移住経路を整備し、その利用を促す方法について議論する基盤ができる。また、それによって、自主帰還オプションを含めて、関係国間で移住管理がコーディネートされるという利点もある。

出発前、移動、到着後といった要素は、再統合支援とともに、帰還者の持続可能性、すなわち移住者と受入国・出身国の両方に有益な効果をもたらすうえで重要である。IOM の経験によれば、難民保護手続の初期段階で自主帰還オプションに関する情報を庇護希望者に与えた場合、AVRR プログラムの効果が一層上がる。

E 詳細情報

AVRR プログラムの詳細と具体的な国別のプロジェクトの概要については、<http://www.iom.int/assisted-voluntary-return-and-reintegration> 参照。

IOM の帰還ストーリーは、「17 の帰還ストーリー」で紹介している (<http://goo.gl/GoYZ28>)。

2009 年

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

欧州赤十字社の帰還イニシアチブ：安全と尊厳を保証された中での持続可能な帰還のサポートに関する研究

欧州赤十字帰還イニシアチブは、持続可能な帰還のサポートに関する研究を発表し、その結果は帰還立案の模範的モデルとなっている。また、この研究には、欧州赤十字帰還イニシアチブと赤十字・赤新月社国際連合、各国政府、EU 機関に、世界各国の赤十字社、赤新月社の帰還支援能力を高める、帰還活動のコーディネートを強化する、各 EU 加盟国、その他の主要な関係機関が実施する帰還マネジメント活動を補完するといった観点から提言が盛り込まれている。この研究は、<http://goo.gl/Sb74W2> で公開されている。

9.1.2.2 帰還情報へのアクセスと出身国情報の提供

帰還情報を含む包括的な情報パッケージとカウンセリングは、人々が自分たちにどのようなオプションがあるかを認識し、十分な情報に基づいた意思決定を行うための土台となる。第 4 章で概説したように、上陸後できるだけ早くそのような情報を提供することが重要である。しかし、様々な手続全体を通じて、帰還情報への継続的なアクセスも不可欠である。それによって、手続のある段階にあって在留を合法化する可能性がない人々に対して、帰還を促す効果が期待できるからである。誤解を避けるために、在留希望者に帰還情報を提供する場合は、国際的保護を必要とする人々には庇護を求める機会が与えられること及び庇護が与えられうることを明示しなければならない。

帰還が決定された後、社会経済状況に関する情報を含めた最新の出身国情報を継続的に提供することは、対象となる人が帰還と再統合に向けた準備を行うのに役立つ。帰還者が再統合計画に参加することで、特定のニーズやスキルに合わせて支援を調整することができる。

2007–現在

欧州：出身国への帰還・再統合に関する情報提供 (IRRiCO) プロジェクト

出身国への帰還・再統合に関する情報提供 (IRRiCO) プロジェクトが 2007 年に IOM により開始された。それに基づいて、帰還と再統合の機会、出身国の社会経済的状況などに関する

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

る信頼できる最新の情報が移住者に確実に提供されるように、出身国に関する情報が収集、統合、共有されている。

IRriCO II Web サイトには、特定の出身国ごとの状況の概要と、関連する組織やサービス提供機関の連絡先の詳しい情報を列挙したファクトシートがアップされている。帰還と再統合に関する情報はデータベースに保存されており、個人と IOM オフィス間での個別の問い合わせが容易に行える。一部の受入国については、帰還者の離散に焦点を当てたコミュニケーション戦略が具体的に立てられている。受入国でのアウトリーチ活動（情報が届いていない人々に情報を行き渡らせる活動）によって、移住者と帰還カウンセラーにどのような帰還オプションがあるかといった情報が提供されている。また、様々な言語での説明会の開催や、リーフレットやポスターの配布が行われている。このプロジェクトの公開 Web サイトでは、約 20 カ国での帰還と再統合の可能性に関する情報に簡単にアクセスできる。

IOM 「出身国での帰還と再統合に関する情報提供に関する実践ガイド」は、<http://goo.gl/foi5gs> で公開されている。IRriCO II Web サイトは、<http://irrico.belgium.iom.int> で公表されている。

2013 年

オーストリア赤十字社：出身国情報の調査に関するウェブサイトとトレーニングマニュアル

オーストリア赤十字社の一部門であるオーストリア出身国・庇護調査・資料センター (ACCOARD) によって作成されたトレーニングマニュアルは出身国情報 (COI) のクオリティ基準として、関連性、信頼性とバランス、正確性、透明性、トレーサビリティを挙げている。さらに、このトレーニングマニュアルには、調査原則に加えて、この情報の使用原則も記載されており、COI だけに依存して個人の帰還のリスクを評価することの限界も指摘している。インターネット上で様々な情報が入手できることを踏まえ、このマニュアルは、1つの章をまるまる、ソーシャルメディアを情報源として使用することのメリットと落とし穴の説明と、その利用方法のガイドラインに当てている。

オーストリア赤十字社とパートナー機関は、COI データベースを定期的にアップデートしており、www.ecoi.net からアクセスできる。このウェブサイトは 160 以上の国をカバーしている。トレーニングマニュアル「出身国情報の調査」は、<http://goo.gl/w1H0Rp> で入手できる。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

2006-現在

ドイツ：自主帰還情報センター (ZIRF)

自主帰還情報センター (ZIRF) は、ドイツの移住者難民局によって 2003 年半ばに整備された。ZIRF は、自主帰還での帰還と支援プログラムに関心のある人々に関係する情報を提供し、ドイツ全土でのカウンセリングの機会と、帰還プロセスに関与する関連機関の連絡先を提供している。

ZIRF は、支援された帰還、出身国と通過国の状況、ドイツでの統合に関する最新の関連情報を幅広く収集、保持している。裁判官、学者、弁護士、NGO で構成される専門家フォーラムは、収集された情報を分析し、在留、難民保護、移住に関するアドバイスとガイダンスを提供している。ヘルスケア、労働市場、住宅など、出身国の一般的な状況に関する国別ファクトシートが作成され、幅広い聴衆に提供されている。ZIRF は、カウンセリング機関や公的機関からの利用可能な帰還オプションに関する問い合わせに対して回答する。個々の問い合わせは ZIRF データベースに収集され、移住者難民連邦事務所のウェブサイトで公開されている。

自主帰還情報センター (ZIRF) の詳細については、<http://goo.gl/CxUuFk> 参照。

9.1.2.3 受入国と出身国間の協力

受入国と出身国の協力は、帰還が秩序をもって、尊厳を保ち、予測可能な方法で行われることを確保するのに役立つ。難民ではない人々の帰還は、多くの地域協議プロセスの議題になっている (第 1 章で概説)。協力の対象となるのは、帰還が出身国に及ぼす影響の評価、地域社会への支援を含めた財政支援の提供などである。二国間再入国協定を通じて帰還時の運営上の取り決めを成文化している国も多い。こうした協定は、出身国に対する開発援助やその他の財政支援と抱き合わせになっている場合が多い。合意書等には、難民条約と議定書に由来する締約国の義務に明示的に言及する必要がある。同伴者のいない子ども、家族から離別した子ども、無国籍者、人身売買の被害者など、脆弱な立場にある人々に対する具体的な保護措置も講じられるべきである。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

再入国協定に関する情報

2010年、欧州評議会議員会議は、報告書「再入国協定：非正規移住者送還メカニズム」(2010年)を発行した。この報告書は www.refworld.org/docid/4bdadc1c3.html で公開されている。

2010年

UNHCR：保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どものアフガニスタンへの帰還に関する覚書

アフガニスタン出身の難民申請者で、保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どもたちが多くを踏まえ、UNHCRは、自主帰還中に適用されるべき主なセーフガードを定めるため覚書を起草した。覚書には、保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どもを含む、脆弱なグループに対する特別な措置に関する規定が含まれている。これらの特別な措置は、以下のことを確保するための自主目標を補強する意味合いがある。

- 保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どもは、以下のような正式な手続によってのみ帰還しうる。
- 子どもの最善の利益が考慮される。
- 帰還前に家族を追跡する真正な努力がなされている。
- 空港におけるものも含め、最低限の受入れ及び養護の措置が取られている。
- 保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どもにおいて、帰還後に、適切な宿泊施設や基本的なニーズに対する支援に即座にアクセスできるとともに、教育や医療にもアクセスできる。

UNHCR「覚書：同伴者のいない、家族から離別した子どものアフガニスタンへの帰還に適用される特別な措置」(2010年)は、<http://www.refworld.org/pdfid/4c91dbb22.pdf> から入手可能。

9.1.2.4 帰還オプションに関するカウンセリング

受入国への上陸時、入国手続又は難民保護手続中、送還命令又は出国命令の発付後など、様々な段階で帰還に関するカウンセリングが必要とされる。これには、庇護当局、NGOな

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

どの関係者、帰還手続を専門とする主要機関の協力の強化が必要となる。

1996–現在

スイス：難民不認定者に対するカウンセリングと支援

A 背景と理念

スイス連邦移住者難民局は、難民として認められなかった庇護申請者の自主帰還を促進し、彼らに再統合支援を提供するための包括的なプログラムを開始した。このプログラムの目的は次の3点である。

- 国際レベルで移住管理を改善する。
- 秩序があり、自主的で、費用対効果の高い帰還を促進し、連邦レベルでの強制送還の必要性を低減させる。
- 出身国に自国民を再度受け入れさせ、持続可能な再統合の条件を改善するよう奨励する。

このプログラムの重要な要素は、連邦レベル、州レベルでの帰還カウンセリング、支援の提供である。

B 関係機関

- 国際機関、特に IOM
- 地元 NGO
- スイス州政府
- スイス連邦移住者難民局その他の連邦機関

C 実施された措置

→スイス連邦移住者難民局は帰還カウンセリングとスイスからの自主帰還に対する支援を政府の事業として実施している。

→スイス REPAT-IOM 移動プログラムにもとづき、IOM はスイス当局と協力して、自国への自主帰還を手配し、移動サービス、医療スタッフの同行、出身国での受け入れを実施している。

→ベルン IOM 事務所はスイスの各州に帰還カウンセリング事務所を設置し、それぞれの出身国に自主的に帰還することを希望する難民不認定者に帰還に関する包括的な情報と利用

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

可能な支援を提供する役割を担っている。

→ 2002年にIOMによって設立された帰還情報基金は、スイス連邦移住者難民局とスイス各州、庇護受入センターの帰還カウンセラーに、一部の出身国について、社会経済的状況に基づいた、自主帰還と再統合をサポートするための適切かつタイムリーな帰還情報を提供している。

→地元のNGO（スイス赤十字社など）はパイロットプロジェクトを実施し、より多くの州に対し、非正規な状況にある人々を帰還カウンセリングと支援メカニズムに受け入れ、難民不認定者と移住者の帰還を、それぞれの地位に関係なくモニタリングすることを奨励している。

D レビュー

カウンセリングは、スイスでの包括的な帰還・再統合支援プログラムの重要な要素となっている。スイスの各州や庇護受入センターのカウンセラーは、独自のニーズを有する人々に関する複雑なケースに直面しているが、その数もまた増加している。そうしたカウンセラーにも、出身国の状況に関する詳細な情報は必要である。IOMは、IOM現地事務所と出身国の現地パートナーのネットワークを通じて、正確で最新の帰還情報を収集している。カウンセラーは、住宅、労働市場、移動などの情報を利用して、帰還の可能性のある人々にどのような帰還の選択肢があるか、どのような再統合の機会があるか情報を提供している。帰還情報基金により、スイス連邦移住者難民局は、帰還の準備、整理、サポートを改善し、カウンセラーを使用して情報を潜在的な帰還者に転送することができる。場合によっては、帰還情報基金を通じて収集された情報に基づいて、帰還者に再統合支援金が支給される。

E 詳細情報

スイス連邦移住者難民局のウェブサイトは、
<http://www.sem.admin.ch/sem/en/home/rueckkehr.html>にある。

9.1.3 再統合支援

個人のプロフィールと、社会経済的状況を含めた国の状況に合致した再統合支援を実施することが、帰還の持続可能性を高める。再統合支援には、職業訓練、技能訓練、教育助成金、中小企業スキームの支援、ビジネス又はマイクロエンタープライズ開業のための融資などが含まれる。一般的に、出身国における職業訓練プログラムやビジネス又はマイクロエンタープライズ開業の助成金などが、一時金よりも成功している。帰還する人と帰還先のコ

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

コミュニティの両方に支援を提供することで、これまで良好な結果が達成されている。

再統合支援プログラムの例

エクアドルでは、「エル・クカヨ」と呼ばれるコンテスト形式の基金が、様々な経済セクターでのビジネスの創出又は拡大をサポートしている。コンペティション形式のマッチング基金プログラムが、エクアドル移住者局により実施されている。2007年以降にエクアドルに戻り、適格性認定に法的な支障がないエクアドル国民は、専用のウェブサイトを通じて事業アイデアを提出できる。事業アイデアが選ばれた起業家は、技術的助言、トレーニング、与信枠を申し込む公的金融機関への紹介など、ダイレクトメンタリング（個人指導）を受ける。

ガーナでは、IOM がガーナ人の協同組合の設立を支援し、帰還した移住者にヒマワリの生産を開始するためのトレーニングを提供した。ヒマワリは石油やバイオディーゼル製品の原料として現地市場で販売する。このプログラムは帰還者に利益をもたらすだけでなく、雇用機会を増やし、生活水準を引き上げ、結果として幸福度を改善することにより、帰還者の家族やコミュニティにも利益をもたらした。このようなインクルーシブなアプローチによって、海外からの送金を失う一方で帰還した者をも支えなければならない帰還先のコミュニティにのしかかる負担が軽減される。

メキシコでは、政府が移住者の職務経験を通じて海外で取得したスキルと知識を認定するプログラムを創設した。発行された修了証書は、帰還国での仕事に応募する際に非常に役立っている。

ドイツでは、連邦政府といくつかの州政府がコソボへの帰還者のための URA 2 プロジェクトを支援している。このプロジェクトは、すべての帰還者について、コソボ社会への再統合がスムーズに行えるよう具体的、実地的な現地支援と社会的、心理的カウンセリングを提供することにより、帰還者が帰還するための橋渡し役となっている。アルバニア語で「URA」とは「橋」を意味している。さらに、このプロジェクトは、たとえば、帰国当初の家具、家賃、逸失賃金、事業の立ち上げ費用、特別語学コース、学用品などの費用を賄うための経済支援や助成金も提供している。（詳細については、<http://goo.gl/nAfzdC> 参照。）再統合プログラムの詳細については、IOM、「再統合：効果的なアプローチ」（2015年）、<http://goo.gl/YHstEB> 参照。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

2014-2016

イラク：就職支援プロジェクト：MAGNET II

A 背景と理念

MAGNET は、既存の潜在的な雇用機会に関する情報をイラクの帰還者に提供するとともに、イラクのクルディスタン地域の雇用主と連携することを目的とした IOM パイロットプロジェクトである。2012 年から 2013 年のパイロットフェーズが成功裏に完了した後、2014 年に MAGNET II が開始された。MAGNET II の全体としての目的は、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、英国、北アイルランドからイラクのクルディスタン地域に戻る難民不認定者だけでなく、場合によっては非正規移住者の再統合の共通アプローチの確立に貢献することであった。

B 関係機関

- IOM
- イラクのクルディスタン地域の政府機関と民間部門
- 参加している EU 締約国に置かれている MAGNET II プロジェクトのフォーカルポイント

C 実施された措置

→帰還前、帰還者はイラクの労働市場、主要な経済セクター及び訓練と雇用機会に関する情報を、8 言語で提供されるチラシと 3 言語で提供される冊子を通じて受ける。

→イラク到着後、カウンセリングセッションが IOM スタッフによって実施され、どのようなスキルを有しているか調べるスキルプロファイリングとスキル評価、保有する資格、職業経験と将来就きたい職業についての期待の確認、職業紹介の準備としての履歴書作成を通じて、帰還者をサポートする。

→データベースが維持管理されているので、帰還者は、斡旋されている仕事と必要なスキルについて正確で最新の情報にアクセスすることができる。

D レビュー

帰還者は経済的再統合の支援を受けた。このプロジェクトの目的は、帰還者の問題解決能力を養い、生活上、職業上のスキルを向上させること、これがひいては、彼らが社会に溶け込

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

み、持続可能な帰還を達成するのに役立った。このプロジェクトは、再統合の経済的側面に焦点を合わせたものであった。しかし、受入コミュニティによる帰還者に対する差別など、再統合プロセスの社会的・心理的側面をもっと深く検討していれば、プロジェクトはもっと実り豊かなものとなっていたはずである。

E 詳細情報

MAGNET II の情報は、www.magnet-project.eu/ から確認することができる。

9.1.4 難民ではない特定のニーズを有する人の帰還

特定のニーズを抱えている人は、帰還と再統合の際に特に重点的な支援が必要になる場合がある。場合によっては、こうした重点的な支援が整備されているかどうか、そのような人に出身国に戻るよう求めることができるかを左右する決め手となる。保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子どもの帰還に関しては、例えば、受入国での保護者の任命、出身国の保護者や法的代理人との協議、家族の再会又は養護、養育の斡旋を帰還前に取り決めておかなければならない。人身売買の被害者の場合、国際的保護を必要としないことが判明した場合であったとしても、再び人身売買にあわないようにするため、医学的、心理的な注意と具体的な再統合支援を引き続き必要とする場合がある。無国籍者が常居国に戻る場合、無国籍者に特有の保護ニーズについて周囲の人々を啓発するとともに、再統合を支援する必要がある。

2012年–2014年

欧州：モンゴル、パキスタン、イラクに帰還する脆弱な又は不利な状況にある人々の持続可能な帰還

ERSO SURE は、100人の脆弱な帰還者のモンゴル、パキスタン、イラクでの再統合をテーラーメイドで支援した。この事業は、カリタスオーストリア、カリタスインターナショナルベルギー、METAAction（ギリシャ）、Maatwerk bij Terugkeer（オランダ）、カリタスモンゴル、ETTC（イラク）、ウェルド（パキスタン）といった、移住と開発の分野で密接に協力する各種団体からなる欧州再統合・支援組織のネットワークである、欧州再統合支援組織ネットワーク（ERSO）によって実施された。主な目的は、帰還の持続可能性を確保するため、

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

帰還者と出身国の利用可能な社会経済構造とを結びつけることだった。ERSO は帰還者のための国別の脆弱性基準を開発し、未成年者、単身女性、妊娠中の女性、独身でありかつ妊娠中の女性、高齢者、人身売買の被害者、肉体的・精神的疾患に苦しんでいる人及びその家族など、この脆弱性基準を満たす人々に対し、必要な場合には医療支援に重点を置きつつ、それぞれのニーズに合致したテーラーメイドの持続可能な再統合パッケージを提供した。プロジェクトはまた、現地パートナーのキャンペーンビルディングにも努力した。

カリタスは、モンゴル、パキスタン、イラクの不利な状況に置かれている人々や脆弱な立場にある人々の再統合のためのマニュアルを作成した。これは <http://goo.gl/W3OVJW> から入手できる。

ERSO とそのプロジェクトの詳細については、<http://www2.erso-project.eu/projects/ongoing-projects/erso-sure/>参照。

欧州：子どもと人身売買の被害者のための帰還及び再統合プログラムのレビュー

帰還・再統合プログラムが整備された後は、権利と保護、とりわけ脆弱な人々のそれが、すべての国際的義務に沿って確実に尊重されるために、慎重で、独立したモニタリングと評価が最も重要となる。

- ユニセフ「欧州の帰還政策と実務における子どもの権利」(2015年2月)。この2015年の研究は、政府の政策と実務に情報を提供する目的で、保護者のいない子ども向けの欧州帰還プラットフォーム(ERPUM I、2011年から2012年、ERPUM II、2013年から2014年)を評価した。この研究は、欧州各国に対し、推奨されるセーフガードが整備されている場合にしか、子どもを受け入れ施設に戻すべきでない、国や地域ごとに治安状況を評価する際に、子どもの個別ニーズを考慮に入れる、家族を追跡して連絡を取る手続を整備、運用するうえで、子どもの権利を中心に据えるべきこと、などを勧告した。この研究は、www.refworld.org/docid/54e4854c4.html から入手できる。
- IOM「人身売買被害者の帰還・再統合における安全性と持続可能性の強化：CAREとTACTプロジェクトからの教訓」(2015年)。この報告書は、EU締約国9カ国での2013年から2015年までの人身売買の被害者を対象としてIOMが実施した2つ

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

のプロジェクトから得た教訓を報告している。報告書は、家族、親戚、コミュニティをもっと制度的に帰還・再統合プロジェクトに組み入れるべきであり、法執行機関同士の国境を越えた協力を強化して帰還する被害者の安全を保証し、人身売買業者の訴追について適切なフォローアップを確実に行う必要があると結論付けている。この報告書は、国境を越えた包括的な支援と未確定な場合も含めた人身売買被害者の移転に関する組織的な協力を可能にする、国境を越えた委託メカニズムと呼ばれる政府間の正式な合意を締結することを提案している。この研究は、<http://goo.gl/mIjgCD> から入手できる。

- 欧州難民庇護評議会とセーブ・ザ・チルドレン「未成年者の送還の分野における慣行の比較研究：第三国への子どもの送還を検討する際にグッドプラクティスを達成するためのチェックリスト」(2011年)。このチェックリストは、第三国への子どもの帰還を検討する際に EU 締約国において整備されているべき手続とメカニズムの簡潔にして網羅的なリストとなっている。このチェックリストは、帰還指令 (Directive 2008/115/EC) に規定された要件にしたがって、送還の決定と手続に関連する各段階をカバーしている。さらに、関連する国際的な法的義務の参照とそれらに関する権威ある指針に加え、グッドプラクティスの具体的な指標も網羅している。

この調査は、<http://www.refworld.org/docid/4f17ef302.html> から入手できる。

2016

IOM：自主帰還と再統合に関する子ども向け漫画

2016年、IOMは、オランダの自主帰還手続を子どもたちに説明する漫画「ウリヤナの大冒険」を出版した。帰還手続とIOMが果たす役割について情報を提供される権利を子どもが有しているという認識に立って、IOMオランダは自主帰還と再統合に関するこの漫画を作成した。この漫画は、親が子どもたちに出身国に戻るといふ決断を説明し、帰還手続に関係する手順を説明するためのツールとして利用できる。

漫画の電子版は、<http://publications.iom.int/books/ulyanas-grote-avontuur> からアクセスできる。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

9.1.5 帰還後のモニタリング

帰還後の段階で独立したモニタリングを実施することで、帰還者が出身国に帰還直後に保護を要するようリスクに直面しないこと及び再統合サービスにアクセスできることを確実にすることができる。帰還者の安全や再統合の見通しによっては、保護にかかわる懸念が生じる。特に、国全体の状況やある特定の個人や集団（少数民族、保護・養育者のいない子ども又は主たる保護・養育者から離別した子ども及び人身売買の被害者など）の状況が不安定なまま改善しない場合にはそうである。モニタリング活動は帰還者の信頼を醸成し、自主帰還を推進する。また、帰還プロセスの欠点を見つけ出し、是正するのにも役立つ。

2012–現在

強制送還後モニタリングネットワーク

A 背景と理念

強制送還後モニタリングネットワークは 2012 年に送還国と受入国の組織が互いに連携し、帰還後の人権侵害の可能性に関する情報共有とデータ収集を改善できるようにするという趣旨で、ファハム難民プログラムによって設立された。

B 関係機関

- IOM
- ファハム難民プログラム
- 世界 27 か国で帰還後のモニタリングに従事している組織と個人

C 実施された措置

強制送還後モニタリングネットワークでは以下のような活動が行われている。

→帰還前に連絡できる受入国の組織又は個人のデータベースの作成管理

→出身国又は第三国の組織の能力に応じて、帰還者の到着をモニタリングする（サービスには、空港での手荷物の回収、法的助言、精神面での助言、帰還者が逮捕された場合の弁護、人権侵害の記録作成、再統合を支援する組織への委託などが含まれる）。

→報告書作成とロビー活動のためのデータ編集

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

D レビュー

強制送還後モニタリングネットワークが存在することで、送還国の組織と帰還後モニタリングに従事する組織との間の調整が促進されている。フォローアップ活動は、支援の提供と、政策提言目的での人権侵害の記録化の両方を含めることができる。

E 詳細情報

詳細については、[www.refugeelaidinformation.org / post-deportation-monitoring](http://www.refugeelaidinformation.org/post-deportation-monitoring) 参照。

9.2 帰還の代替措置としての移住オプション

国際的保護を必要としない場合であっても、当該国の移住関連法によって提供される可能性を通じて受入国での在留を正規化する、あるいは第三国に合法的に移住する機会を利用できる場合がある。第 6 章で具体的なニーズに対応するために施行されているプロセスや手続例を挙げているが、この章では、それ以外に一部の国が提供している在留を正規化する機会の具体例を紹介する。

9.2.1 正規化

正規化は、いくつかの受入国では、非正規の地位にあり、国籍を有しない人々の状況を解決するための重要なメカニズムとなっている。

正規化は、継続的なプロセスの場合もあるし 1 回限りの機会の場合もある。個々の評価に基づいて付与される場合（セクション 2.2.1 の例参照）もあれば、グループ単位で付与される場合もある（セクション 2.2.2 の例参照）。個々人に対応した手続は、通常、権限のある当局に大きな裁量が委ねられている。こうした手続の目的は、その国に在留する資格があるかどうかを決定する際に当局が個々の状況を十分に考慮できるようにすることである。

対照的に、集団的な正規化プロセスの主な目的は、非正規の地位にある人々の数と経済に占めるインフォーマルセクターの規模を縮小することにある。集団的な正規化の手続は、一般に、客観的で明確に定義された適格性基準に基づいて実施される。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

正規化は、当事者と受入国の両方にとって有益である。非正規の状態にある人々、特に実際の又は人道的な理由で出国することができない人々が、社会の周辺に追いやられ、搾取されるのを防ぐことができる。さらに、正規化された移住者は税金を払い、社会に貢献するため、受入国は通常、非正規労働力を正規化することで経済的利益が得られる。

9.2.1.1 個々の手続

2004–現在

ドイツ：ハードシップ委員会

A 背景と理念

ドイツ在留法第 23a 条にもとづき、ドイツ連邦各州は、ハードシップ委員が在留資格を付与するよう助言を行った場合、本来出国しなければならない外国人に対し在留資格を付与することができる。ハードシップ委員会は、特別な困難（ハードシップ）が存在するため出身国へ帰還できないと主張する難民不認定者の在留許可申請を受理し、審査する。これにより、政府当局は在留不許可処分を再審査し、必要に応じて是正する。2006 年末時点で、ドイツの 16 州すべてが独立したハードシップ委員会を設立している。

B 関係機関

- ドイツ連邦各州の内務省/内務大臣
- ハードシップ委員会は、連邦各州において異なる関係機関/省庁、教会、市民社会組織及び NGO から構成される。
- ヴィニツヤ人権グループ（ウクライナ）

C 実施された措置

→正式な申請権利はないが、ケースの検討を求める要望書は、ハードシップ委員会の委員に提出することができる。提出された要望書はすべて、引き続きドイツに在留することを求める主張の裏付けとなるすべての事実（履歴書、医療報告書、雇用してもよいという人からの採用誓約書など）の概要を記載した文書を添付しなければならない。

→委員会は、申請者がドイツから出国した場合、特別な困難（ハードシップ）に直面すると
の確信を必要とする。適用される基準は様々であるが、ハードシップ委員会は、法律に従っ

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

て退去を義務づけられている他の人と比較して、申請者が特別な状況に置かれることになる固有の事情を包括的に評価する。例えば、引き渡し命令の対象となっている一定の犯罪者や申請者は、考慮から除外される。さらに、困難（ハードシップ）が自ら招いたものである場合、入国から間も場合又は申請前強制送還、帰還又は引き渡しがすでに行われている場合、ハードシップ委員会によってはそれらの申請者を除外する。ハードシップ委員会が審査するのは1つのケースにつき1回だけである。

→ハードシップ委員会の手続中の強制送還を防止する手段の有無は、連邦州によって異なる。ほとんどの州のハードシップ委員会の規程は、強制送還の可能性を除外していない。しかし、実務上は、ハードシップ委員会に申請した人は、通常、自分のケースに関する決定が出るまで帰還させられない。

→ハードシップ委員会の勧告に従うかどうかは政府の裁量に委ねられている。在留を認めるべきとする勧告が出たほとんどのケースは、長期に在留した、ドイツ語が堪能である、学校に子どもが通学しているといった事情が決定的な要因となっている。深刻な健康上の問題や、医学的、心理的治療の必要性は、基本的には、在留の継続を許可する十分な事情とはされない。

D レビュー

ハードシップ委員会の設立により、政府当局は個々の状況を考慮し、厳格な法的要件だけにとどまることなく、在留資格を付与できるようになった。2005年にハードシップ委員会が導入されて以来、多くの申請者がドイツでの在留を合法化することができた。この委員会は、個々の状況を考慮に入れる重要な最終手段となっている。しかし、過去2年間で全体として受入率は低下している。在留を認めない勧告のほとんどは、申請者の在留期間が十分でない又は「明らかに理由のない申請」であることに原因を求めることができる。受入率は、連邦州によって異なる。

E 詳細情報

在留法第23a条は、<http://www.iuscomp.org/gla/statutes/AufenthG.htm> で公開されている。ハードシップ委員会に関する詳細情報は、各州のハードシップ委員会のウェブサイトでも公開されている。例えば、ザールラントハードシップ委員会は <http://www.haertefallkommission.saarland.de/> から、ノルトライン＝ヴェストファーレン州のハードシップ委員会は <http://goo.gl/vCbvkq> からアクセスできる。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

9.2.1.2 集団正規化プログラム

大規模な正規化プログラムの例

モロッコでは、2013年9月に採択された政策が、特定のカテゴリーに属する非正規移住者に特別に在留資格を付与する正規化措置を含んでいた。このカテゴリーに該当する非正規移住者には、特に、少なくとも2年間有効な労働契約を結んでいる者、モロッコに5年以上住んでいるモロッコ国籍を有さない者が含まれる。1年足らずで正規化申請件数は20,000件、出身国で見れば103か国に上った。その半分近くが承認された。

アルゼンチンでは、非正規移住者に在留資格を付与する移民法が採択された。その後、非正規移住に対処し、その社会統合を促進するための包括的な施策の一環として、移住者正規化プログラム「パトリアグランデ」が開始された。2005年の最初の段階で、南米共同市場(MERCOSUR)の市民ではない移住者に在留資格が付与され、2006年には、MERCOSUR加盟国と関連国(アルゼンチンの全移住者の90%を占める)からの移住者の正規化を促進した。2013年、政府は、過去に正規化されていた経験のある家事労働者の雇用関係を規制する進歩的な法律を採用した。

メキシコでは、2012年11月9日以前に入国した外国人に対して、大規模な正規化プログラムである「移住者正規化暫定プログラム」が2015年に実施された。このプログラムを通じて、外国人は4年間有効な一時的在留資格を付与する文書を受け取った。このプログラムは、申請には料金の支払いが必要とされることから、特定の移住者グループしか正規化を申請できないと批判された。

ベネズエラでは、1998年から2006年の間に実施された「ミシオン・イダンチダード」によって、身分証明書を所持していないが長年ベネズエラに住んでいた約415,000人の移住者に身分証明書が発行された。これにより、これらの人々は、ベネズエラの社会福祉制度にアクセスできるようになった。

正規化プログラムの詳細については、国際移住者機関、「世界移住者レポート：移住者と都市：人の移動を管理するための新しいパートナーシップ」(2015年) http://publications.iom.int/system/files/wmr2015_en.pdf 参照。

原文：UNHCR, “The 10-Point Plan in Action on Refugee Protection and Mixed Movements, 2016 Update, Chapter 9: Return Arrangements for Non-Refugees and Alternative Migration Options” (2016) available at: <https://www.refworld.org/docid/584185c14.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳です。原文もあわせてご覧ください)

9.2.2 代替としての合法的移住

世界の国々は、労働市場のニーズを満たす、家族の再統合を可能にする、学問を発展させるなど、異なる目的を満たすために、様々な合法的移住の経路を設けている。どのようなオプションがあるかは、国によって異なる。移住制度が一時的なもので、在留許可の期限が切れると出国しなければならない場合もあれば、上陸時又は特定の在留期間後に恒久的な定住の機会を提供する制度もある。二国間協定又は文化的つながりに基づいて、特定の国の国民に入国、滞在、在留の申請権を優先的に認めている国もある。

受入国で非正規の状態にある人は、ほとんどの合法的な移住経路にアクセスできない。むしろ、帰還に代わるものとしてではなく、出身国に一旦帰還した後、移住の道が開かれる傾向にある。